

正

平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（16）

国籍法 11 条 1 項に対する違憲判断の必要性

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳



弁護士 植名 基 晴



弁護士 富増 四季



弁護士 仲晃 生



弁護士 仲尾 育哉



第1	はじめに	3
第2	1984年改正の際に国籍法11条1項の存在意義について検討を欠いたこと— 被告の主張が不明瞭であることの原因	3
第3	日本国籍を保持しつつ居住国の国籍を取得することを認めるべき必要性が存在 すること	7
第4	国籍法11条1項の廃止は複数国籍容認への道か	11
第5	被告国姿勢	14
第6	結語	16

第1 はじめに

原告らは、国籍法11条1項が国民主権原理や基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理、そして憲法22条2項及び13条に反し違憲無効であること、また憲法14条1項に反し違憲無効であることについて、膨大な文献や政府文書、政府答弁等を参照し、理を尽くして論じてきた。

新憲法施行を受けて1950年に国籍法が新たに定められた際、明治国籍法20条を原型とする現11条1項は廃止されるべきであった。

ところが、新憲法の理念がまだ十分には理解されていなかったため、憲法諸原理等に反することが看過されたまま、明治国籍法20条が改正前現行法8条に引き継がれた。そして1984年には、憲法14条1項にも違反するようになった。

このように幾重にも憲法に違反する国籍法11条1項が違憲無効と判断されるべきことは、理の当然である。

さらに、国籍法11条1項は、憲法の諸原理等及び憲法14条1項に違反しているのみならず、現実に多くの国民に不利益をもたらし、その幸福追求を妨げ、苦悩を強いている。複数国籍に関する日本社会の関心が高まっている今日、裁判所がこのような実態に率直に目を向け、原告らに留まらない多くの国民の権利利益の救済を図るためにも、本件訴訟において国籍法11条1項の違憲無効判断を下すべき必要性があるものというべきである。

第2 1984年改正の際に国籍法11条1項の存在意義について検討を欠いたこと— 被告の主張が不明瞭であることの原因

(1) 複数国籍の発生を広く認め、その解消を本人の意思に基づく国籍選択という方法によることとした現行国籍法の体系の中で、外国籍の志望取得を理由に本人の意思と無関係に即時かつ自動的に日本国籍を喪失させる国籍法11条1項が異質な存在であることは、これまで繰り返し指摘したとおりである。

(2) 国籍選択制度の採用にもかかわらずこれと全く異なる方向性を有する国籍法 11 条 1 項が存続したのは、ひとえに 1984 年改正の際に複数国籍解消制度としての同規定の位置づけの精査検討を怠ったためである。

国籍法 11 条 1 項について、1984（昭和 59）年 4 月 13 日衆議院法務委員会において、被告国は、「11 条 1 項の方は、自己の志望によりまして外国の国籍を新たに取得する場合でございます。したがいまして、多くの場合は外国に帰化するということでございます。この場合には日本の国籍を失う。要するに、積極的に外国の国籍が欲しいということでその当該外国から承認されたわけでございますので、したがって日本の国籍は形骸化するので、当然失うというのが 1 項でございます。」と答弁している（1984 年 4 月 13 日衆議院法務委員会、枇杷田政府委員、甲 89（17 頁第 3 段））。

他方で、1984（昭和 59）年 5 月 10 日参議院法務委員会において、被告国は、「国籍を持つ権利といいますのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思います。」（枇杷田政府委員発言、甲 24（3 頁第 4 段））、「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持っておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。したがいまして、いったん日本国民である以上は、これはほしいままにといいますか、恣意的に奪うということはないのが原則だといいますか、そういうことが規定を置いていないところから出てくるのではないかという考えであります。」（同政府委員発言、甲 24（4 頁第 2 段））と答弁している。

このように、1984 年の法改正当時、被告国は当時の改正前現行法 8 条（現在の法 11 条 1 項）が「本人の意思に反して日本国籍を喪失させる規定」であるとの認識を明確には持っていなかったのであり、むしろ漠然とながら「外国

への帰属を希望する本人の意思に基づく日本国籍の離脱の一種」と“誤って”位置付けていたものと思われる。

(3) 本件訴訟において、国籍法11条1項により日本国籍を喪失させることの根拠ないし理由についての被告の主張が明確さを欠くのは、このためであると解される。

すなわち、被告は国籍法11条1項による日本国籍喪失の根拠ないし理由について、答弁書37頁において「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。かかる日本国籍の喪失は、国籍離脱（国籍法13条）のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解される。」と主張するが、その主張の前半は「国籍変更の自由」を媒介としてあたかも「日本国籍を離脱し外国に帰属することを希望する本人の意思によって日本国籍を喪失させる」かのように論じつつ、後半では本人の意思とは関係なく法によって定められた効果であるかのように述べている（なお、被告は、先に引用した、枇杷田政府委員の「外国籍の志望取得によって日本国籍が形骸化した」との説明はしていないが、何故に法改正時における立法趣旨の説明と異なる説明をするのかも不明である）。

このように、国籍法11条1項による日本国籍の喪失が本人の意思によるものであるとするのか、そうではなく本人の意思と無関係に（外国籍の志望取得という客観的事実の発生を要件として）法が定めた効果であるとするのか、被告の説明はどっちつかずの内容となっている。その理由は、1984年改正時に当時の改正前現行法8条を改正後も存続させるに際して、その位置づけをきちんと精査検討せず、漫然と「本人が希望するもの」という程度のイメージで

引き継いだために、明確な位置づけと説明ができなくなっているものであることは明らかである。

(4) これに対して、国籍法 11 条 1 項による日本国籍喪失の根拠を本人の意思に求めるのではなく、複数国籍発生防止という政策目的に求める木棚教授の見解（甲 63・逐条註解国籍法（338 頁乃至 339 頁））は明快であり、その位置づけは一応理解可能である。

しかしながら、そうすると次に問題となるのは、同じく複数国籍の解消を目的とする国籍選択制度との整合性である。1984 年改正法が広く複数国籍の発生を認めた上で、複数国籍発生の理由に関わらず国籍選択制度という統一した制度によって複数国籍の解消を図る、という体系を構築したのに、何故に国籍法 11 条 1 項の対象者のみがそこから除外され、国籍選択の機会を与えられずに即時に日本国籍を喪失されなければならないのか。この点について、被告は本件訴訟において一言も言及していない。

また、先に紹介したとおり、被告は 1984 年の法改正の審議において、「ほしいままに日本国籍を奪われないということは一つの権利である」「我が国の国籍法には本人の意思なしに国籍を失わせる規定は存在しない」と明確に答弁している。しかるに国籍法 11 条 1 項が複数国籍防止のために本人の意思に関わらず日本国籍を喪失させる規定であるならば、この答弁との整合性が問題となるのであり、また上記の答弁に反して例外的に本人の意思に関わらず日本国籍を喪失させることが許される根拠は何か、も問題となる。

(5) 以上の通り、国籍法 11 条 1 項は、1984 年の法改正の際にその役割を終えたものであり、にもかかわらずその精査検討を怠ったために漫然と存続することとなり、それによって、後述するとおり多くの日本国民に不利益と苦悩をもたらし、その幸福追求を妨げる存在となっているのである。

第3 日本国籍を保持しつつ居住国の国籍を取得することを認めるべき必要性が存在すること

(1) 原告らはいずれも、居住国の国籍を取得し、あるいはその取得を希望する一方で、日本国籍を引き続き保持することを求めている。被告はこれを「憲法上保護されない利益である」と反論するが、外国籍を有する日本国民の日本国籍が日本国憲法によって保護されず、立法もしくは行政によってほしいままにはく奪することが許される、とする見解はおよそ見当たらないし、先に引用した1984年の法改正の際の政府委員の答弁にも明らかに反する主張である

(2) 外国に居住し、居住国の国籍を持つ者にとっての日本国籍は、確かに日本国籍のみを有し日本国内に居住する者と比較すれば、その日常的な有用性について差異があることは明らかである。しかしながら、国籍を持つことの意義は単にその実生活上の有用性・利便性の面のみから見るべきではない。

この点について、既に引用した「国籍の任意取得による重国籍一特にスイス法とストラスブル条約についてー」(国友明彦・国際法外交雑誌93巻5号、甲92)は、ストラスブル条約の改正作業における重要な意見を紹介している。すなわち、国籍はその人にとってアイデンティティーに関わる問題であり、それ故に簡単に捨て去ることができない、ということである。「多くの移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件することは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっている。」(23頁)、「移民とその子は、だんだんと「居住地国の市民としての新しいアイデンティティーを取得する」が、このことは、必ずしも、祖国へのアイデンティティーを喪失することを意味しない。」「国籍は「単なる個人的な便宜の問題以上のもの」である」(以上、24頁)、等の指摘である。

ストラスブル条約は、この「移住者の原国籍に対するアイデンティティーを尊重しなければならない」という考え方に基づいて、外国籍の任意取得によるない国籍の喪失を定めた第1条を緩和する改正を行ったものである。このこ

とを考えるならば、原告らの「日本国籍を保持したい」という希望は、決して原告らだけの我が儘ではなく、生まれ育った国を離れて外国で生活を営む人々すべてに共通する、人間としてごく自然な欲求であることは明らかである。

また、同じく既に引用した、門田孝教授の論文（甲113）も、国籍によって各人は自己のアイデンティティに対する権利ないし利益を保障されてきたといえるのではないか、と指摘する。

被告は、アイデンティティへの権利なる利益は抽象的であり、法的保護に値する利益とはいえない、と主張する（被告準備書面(1)18頁）が、条約改正の根拠ともなった上記の思想に対する理解を欠くものといわねばならない。

(3) 外国に生活の本拠を有する者にとって、元々の国籍を保持することがその者のアイデンティティに関わる一方、居住国の国籍を取得することは、その者の現在及び将来の実生活全般に関わる、極めて重要かつ現実的な問題である。

例えば、原告1は、スイスに渡って20年後に現地で貿易会社を設立した。それから15年ほど後、原告1は、スイス政府の公共入札に参加することが事業展開にとって重要な機会だと考え入札の準備を始めた。しかし、公共入札に参加するには、会社の所有者がスイス国籍であることが条件だった。原告1は、その機会を見逃すと事業にとって大きな損失であると考え、スイス国籍を取得した（甲49（2頁））。

原告2は、スイスで立ち上げた会社の経営権を確保するにはスイス国籍が必要だったため、スイス国籍を取得した（甲138）。

また、原告7は、スイスでのビジネスキャリアを積む上で「外国人」のままでいることは、スイス国籍を有する多国籍の同僚や競争相手たちと比べて不利な立場に置かれうることから、そして、国際結婚で生まれた家族と共に通の国籍を持ちたい、家族のためにもスイスでの安定した生活の基盤を築きたいとの願いから、スイス国籍の取得を望んでいる。（甲82（4～5頁））

原告 6 も、外国人であることがスイスでの生活にどのように影響するのか、スイス国籍を取得した未成年の時にはわからなかつたが、今ならわかるとして、①就職、転職の際にスイス国籍者が優先されると感じることがある、②外国人は失業か退職で無職になると滞在許可が無効になる可能性がある、③重要なことを決める投票に参加できない、と述べる（甲 1 2 1）。

原告 8 も、外国籍だと就職の際に雇用者に負担が生じるため小規模の会社への就職機会が限られること、仕事の機会を広げたいこと、自らの暮らしに直結する現地の政策決定に関われない状態に不安があること、特に排外的な風潮が強まるフランスで外国人として暮らしていくことの不安が強まっていることなどから、フランス国籍の取得を望んでいる（甲 1 2 2）。

自分自身の更なる成長と成功を希望し、また家族の統合と安定を願うのは人間として当然のことである。その実現のために居住国の国籍が必要であり、それがないことで不完全・不安定な状態を甘受しなければならぬとしたら、居住国の国籍取得を希望することは当然の成り行きである。しかしながら、国籍法 11 条 1 項がそれを妨げているのである。

(4) 原告ら訴訟代理人は、甲 8 3 号証「署名提出の報告書」にかかる署名への署名者に対して、インターネットを利用してアンケートを実施した（甲 1 2 3）。そしてその結果を、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員武田里子に依頼して分析をした。甲 1 2 4 はその報告書である。

アンケート回答者の総数は 497 名であり、このうち外国に居住し、外国籍を志望取得した者は 52 名、同じく外国に居住し、外国籍を志望取得したいと考えているが国籍法 11 条 1 項により日本国籍を喪失することへの抵抗感から国籍取得に踏み切れない者は 271 名である（その余は日本国内居住者、あるいは当事者以外の回答者である）。

このアンケート結果は、海外に定住し生活の本拠を置く日本人が、日本国籍と居住国の国籍の狭間でどのような現実の不利益を被っているのか、それがど

の程度深刻なものであるのか、をはじめて明らかにしたものと言ってよい。このアンケート結果を見ると、居住国の国籍を取得できないことによって、実際に様々な生活上の支障を甘受せざるを得ない現実が浮き彫りとなっている。それは就労上や就学上の不利益、社会保障の受給における不利益、家族の統合の維持への不安、在留資格の喪失や国外退去の不安など、まさに生活全般にわたり、かつその人に一生つきまとう問題である。国外居住者にとって現地の国籍を取得することは、より安定した経済的地位を得るために、社会においてその存在を認められるために、老後の生活の安定を確保するために、家族の統合を守るために、なくてはならないものであることが、このアンケートの回答から伝わってくる。

しかしながら、本アンケートから明らかになったのは、このような居住国の国籍を取得することの重要性だけではない。必要に迫られて居住国の国籍を取得した回答者が、それによって日本国籍を失わざるを得なかつたことについて、一様に強い喪失感を示している。加えて、居住国の国籍を取得する必要性を切実に感じているにもかかわらず、日本国籍を喪失することへの躊躇から帰化に踏み切れない人が回答者の約 55 %を占める 271 名に上っていること、は極めて重要な事実である。これらの人々は、不安と不安定を甘受しつつ敢えて居住国の国籍を取得せず、日本との繋がりを保つことを選択している。これらの人々の意識の中にあるのが、「日本人としてのアイデンティティ」であり、日本国籍がそれを象徴するものと認識されていることは明らかである。

(5) このように、国籍法 11 条 1 項は、本件原告らのみならず、海外に居住する多くの日本人が日本との繋がりを保ちつつ、その居住国で幸福追求することを阻害しているのであり、海外在住の日本国民に不利益をもたらし、その幸福追求を阻害し、苦悩を与える制度となっている。これに対して、被告の主張からは、これだけの犠牲を強いながらそれでもなおこの制度を維持すべき必要性をうかがい知ることは不可能である。

原告らのみならずこれらの数多くの日本人を救済するためにも、国籍法 11 条 1 項を違憲無効と判断すべき必要性があるというべきである。

第4 国籍法 11条 1項の廃止は複数国籍容認への道か

(1) 裁判によって国籍法 11条 1項を違憲無効とすることは、複数国籍を容認することとなり、国籍法の立法政策の変更をもたらすこととなって、立法院の権限を侵害することとなるのではないか、との懸念があるかも知れない。

しかしながら、この点も既に指摘したとおり、もし国籍法 11条 1項が違憲無効となつたとしても、外国籍の志望取得により複数国籍となつた者は国籍法 14条の国籍選択の対象者となるのであり、1984年の法改正によって国籍法が予定した、本来の複数国籍解消制度の道筋に乗るだけのことである。したがって、国籍法の立法政策をいささかも変更させるものではない。むしろ、前述したとおり国籍法 11条 1項自体が 1984 年の法改正の際に十分な精査検討を経ずに漫然と維持されたものであるから、これを排除することは却つて法改正の趣旨に叶うものと言うことができる。

確かに、現実的に考えるならば、国籍法 11条 1項の対象者の中には、国籍選択を行わない者や、日本国籍の選択宣言をしたもののに外国籍を離脱せずに複数国籍を維持することを企図する者も出てくるであろう。しかしながら、すでに現状においても、毎年新たにおよそ 3 万人の複数国籍者が発生する（甲 48・2004（平成 16）年 6 月 2 日衆議院法務委員会議事録 9 頁第 2 段及び同頁第 4 段・いずれも房村政府参考人答弁）のに対して、例えば 2018（平成 29）年度の国籍選択者は国籍喪失届 2010 件（但しこの中には国籍法 11 条 1 項による国籍喪失者と法 13 条の国籍離脱による国籍喪失者の双方が含まれる）、国籍選択 3041 件、外国国籍喪失 125 件、国籍選択件数合計 5176 件であり（法務省戸籍統計より）、計算上は新たに複数国籍となつたもの

のうち国籍選択をした者はわずか17パーセントに過ぎないのである。そして被告は法15条の選択催告を行わないという政策を探ることによってこのような選択未了者の発生と増大を許容しているのであり、そこに国籍法11条1項の対象者が加わったとしても、国籍行政に影響を与えるような重大な変化をもたらすとは到底考え難い。

そもそも、後述するとおり、被告は複数国籍者を具体的に把握することについても、また複数国籍を解消し複数国籍者を減らしていくことについても、関心を持っていないのであり、このような心配をすること自体、無意味と言えるであろう。

(2) 他方で、近時、複数国籍に対する社会の関心はかつてないほど高まっている。そのことは、ここ1、2年の間にWEB上に掲載された、複数国籍に関する様々な言説を見れば明らかである。以下に列挙するのはその一部に過ぎない。

- ア 2018年4月24日付nippōn.com(ニッポンドットコム)
「「国籍」は揺らぎ続ける——世界の潮流から取り残された日本の国籍法」
(甲125)
- イ 2018年9月15日付現代ビジネスWEB版「「日本人」とは誰か?
大坂なおみ選出についての雑な議論に欠けた視点」(甲126)
- ウ 2018年9月25日付NEWSWEEK日本版WEB記事「パックン
のちょっとマジメな話 日本は大坂なおみの二重国籍を認めるべき！」
(甲127)
- エ 2018年10月23日付の日経新聞WEB記事「二重国籍、日本に「8
9万人」 世界は容認、企業に利点」(甲128)
- オ 2018年10月31日付朝日新聞GLOBE+記事「グローバルな視
点から「国籍」を考える」(甲129)

- カ 2018年12月13日付週プレNEWS記事「誤解だらけの二重国籍
問題—外国人労働者受入れ拡大で国籍法を見直すべき」（甲130）
- キ 2019年1月27日付アゴラ言論プラットフォーム記事「【更新】大坂なおみ選手の快挙を機に二重国籍制度改正の議論を」（甲131）
- ク 2019年2月4日付HUFFPOST（ハフポスト）記事「「大坂なおみ選手は日本人」と浮かれる前に、日本は二重国籍禁止を見直すべきではないか」（甲132）
- ケ 2019年4月10日付NEWSWEEK日本版WEB記事「パックンのちょっとマジメな話 大坂なおみ選手の二重国籍が認められた！」（甲133）
- コ 2019年4月10日付アゴラ言論プラットフォーム記事「大坂なおみ選手は国籍選択しないと「違法状態」になる」（甲134）

また、子ども向けのメディアでも、複数国籍及び国籍法11条1項に関する問題が取り上げられるようになっている。

- サ 2019年9月10日朝日小学生新聞1面から3面の特集記事「国籍って？ その国の一員である資格」「二つの籍、認めない日本 大坂選手も選択の期限」「日本人でも外国籍取ると失う」（甲135）

これらの言説は、話題の対象や切り口は様々であり、また中にはやや正確性を欠くものもあるが、日本の国籍制度は複数国籍を容認するべきだ、という論旨の方向性は共通している。これに対して、かかる言説の傾向を批判したり、複数国籍の拡大に警鐘を鳴らし、单一国籍の厳守を主張する論説をWEB上で目にすることはまれである。

(3) 複数国籍を容認する意見は、このような積極的に公表された言説ばかりではなく、より広い世論調査によっても指示されている。

佐々木てる・青森公立大学教授らの「重国籍制度及び重国籍者に関する学際的研究会」が、日本国内に在住する日本国籍者を対象に行った、インターネットを利用したアンケート調査では、「日本に暮らす外国人が、外国籍を持ったまま日本国籍を取得してよい」「両親双方が外国人の子でも、日本で生まれれば日本国籍を与えていい」「外国籍を取得した日本人でも日本国籍を失わせるべきではない」など複数国籍の容認に相当する質問項目に対して、いずれもこれを肯定する回答が5割を超えていた。特に上記の最後の質問は本件と直接に関連する内容であり、55パーセントが肯定的な回答をしていたとされる。このように、社会一般の見方は、「国籍唯一の原則を貫くべきであり、複数国籍は望ましくない存在である」とする被告の主張とは大きく異なっているのである。（甲136、2019年9月10日、東京新聞朝刊。甲137、2019年10月1日、毎日新聞デジタル）。

このような複数国籍を許容する社会の動きは、日本の国際化や少子高齢化の傾向とも無関係ではないであろう。とするならば、このような社会の認識が今後後退することは考えられないであり、複数国籍を認めるべき、との国民の意思はますます強くなっていくものとみるべきである。その流れに棹を差し、海外在住の日本国民に不利益を及ぼし、その幸福追求を妨げ、苦悩を与えているのが、国籍法11条1項なのである。

第5 被告国の姿勢

(1) 被告は本件訴訟において、「国籍唯一の原則は厳然として守られるべきである」「複数国籍は国籍の本質と相容れない」等と主張し、複数国籍は害悪であるかのように縷々述べている。

しかしながら、現実の国籍行政を顧みると、1984年の国籍法改正以降、複数国籍者が一貫して増加し、近時はその数が90万人から100万人になろうとしているにもかかわらず、被告国がそのことを問題として提起し、何らかの形で解決することを重要な政策課題として掲げたことは一度もない。そればかりか、複数国籍者を個別に把握することも、その数を正確に調査することも行っておらず、将来にわたっても複数国籍者の増大に対して何らかの政策を提示することは予定されていないといってよい。

このように、本件訴訟における被告の「複数国籍は害悪であり可能な限り解消しなければならない」というスタンスの主張と、現実の被告の国籍行政に関する政策とは大きな齟齬、あるいは落差がある。実際には被告国は、本件訴訟で主張するほどには複数国籍の問題を重要視していないのである。

(2) 国籍法11条1項は、外国籍の志望取得によって日本国籍を自動的に喪失させるものであり、届出等何らの手続を也要しないために、理念的には最も効率のよい複数国籍防止制度といえる。しかし何らの届出も要しないがために、逆に被告国にとっては国籍法11条1項による日本国籍喪失を正確に把握することは事実上不可能であり、外国籍を志望取得しながらこれを日本に届け出でないために、理論上は日本国籍を失っているにもかかわらず戸籍上日本国民として扱われている者が、国内外におそらく多数存在するものと推測される（その数を統計上の数値から推測することすら困難である。また、日本国外に居住し国籍法11条1項により日本国籍を喪失した者は戸籍法に基づく国籍喪失届の届出義務を負わないことから、国籍法11条1項による国籍喪失者を把握する制度的な裏付けを欠いている）。

しかしながら、被告国は日本国籍を喪失しながらこれを届け出ない「元日本国民」が増大している状況をおそらく認識しているであろうにもかかわらず、これについてさしたる関心を有していないし、かかる状況を改善するための政策を提示することもしていない。それは、このような「元日本国民」が日本国

外に増大しても国家の運営に何ら影響がないからであり、国外の日本国民が増えようが減ろうが、またその者が複数国籍となろうが单一国籍となろうが、関心がないというのが実情なのである。

(3) なお、2016年、蓮舫参議院議員の複数国籍問題が世間を賑わした。しかしながらこの問題も、日本国籍と台湾籍を有していた蓮舫氏が複数国籍者であると言えるのか、台湾籍者に対して法14条の国籍選択義務が課されるのか、という本質的な問題について、国籍制度を設営する被告国からは何の具体的な説明もなされないまま、同議員のゴシップとして収束した感がある。被告国は、蓮舫氏の複数国籍の問題について積極的に解明するより、むしろこの問題を回避することを企図していたものというのが実情であろう。このことからも複数国籍問題について消極的な被告国の実務における姿勢が明らかである。

(4) このように、実は被告国も複数国籍の発生と存在について厳格に管理したり制限したりすることを全く予定していないのであり、いわば複数国籍の発生と増加を容認し、放置しているといってよいであろう。その意味では、国籍法11条1項の解釈や憲法適合性などの法的理義についての対立にもかかわらず、複数国籍の現状や将来のあり方について、原告らの主張と被告の姿勢との間にさしたる差異は存在しない、というのが現実と言える。

以上のように、国籍法11条1項は憲法違反であるばかりでなく、これを廃止すべき現実の必要性が非常に高いものである一方で、これを違憲無効とし廃止したことによって国籍実務にさしたる影響が生じないことは被告も理解しているものというべきである。

第6 結語

国籍法11条1項を違憲無効とすることによって、新たに日本国籍と外国籍の複数国籍者が発生することは確実である。しかし、法3条1項の違憲無効判断及びそ

れを契機とする同条項の改正が新たな日本国籍者（そして外国籍をも有する複数国籍者）を発生させたのに対して、国籍法11条1項を違憲無効とすることは、それによって今まで日本国籍を失っていた者が日本国籍を失わずに済むこととなるのであり、その意味では現状維持に過ぎないともいえ、前者に比してその影響はよほど抑制的であるといえる。そして国籍法11条1項が違憲無効とされることによって、国外に居住する日本国民が日本との繋がりを保持したまま居住国でその幸福を追求することが可能となる一方で、同規定がなくなることによる国家や社会への悪影響は見当たらず、被告国の国籍行政にも大きな影響を及ぼすものとは言えない。

他方、原告らをはじめとする国籍法11条1項により日本国籍を剥奪された人々は、民主制の過程から排除されており、しかも、アンケート分析によって初めて明らかになったように（甲124）、国籍法11条1項のもたらす深刻な不利益は日本国内においてまったく知られていない。このような状況下で、国籍法11条1項による不利益を救済することは、裁判所のみがなしうることである。本件訴訟では、裁判所による積極的な違憲判断がなされなくてはならない。

以上の次第であるので、原告らは、これ以上国籍法11条1項による被害が拡大するのを防止するためにも、本件において国籍法11条1項が国民主権原理や基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理、そして憲法22条2項・13条あるいは憲法14条に反し無効である旨の速やかな判断を求め、原告1乃至6が日本国籍を有すること、並びに原告7及び8が居住国の国籍を取得しても日本国籍を失わないことの確認を求めるものである。

以上